

区議会関係規定の改正について(案)

1 令和8年度組織改正に関する改正事項

(1) 申し合わせ事項

① 常任委員会の閉会中の継続調査について

改正後	改正前
一～三 現行のとおり <u>(削除)</u> (別表) 各常任委員会の継続調査事件 文教委員会 1 子育て支援に関すること。 2 児童の福祉に関すること。 3 青少年の健全育成に関すること。 4 学校教育に関すること。 5 図書館に関すること。 6 その他 <u>こども未来部</u> 及び教育局が所管する重要事件	一～三 略 <u>四 別表は、平成28年4月1日から施行する。</u> (別表) 各常任委員会の継続調査事件 文教委員会 1 子育て支援に関すること。 2 児童の福祉に関すること。 3 青少年の健全育成に関すること。 4 学校教育に関すること。 5 図書館に関すること。 6 その他 <u>子ども家庭部</u> 及び教育局が所管する重要事件

※ 令和8年4月1日から施行

2 実態に合わせた改正事項

(1) 申し合わせ事項

① 議員の服装について

改正後	改正前
会議の能率向上と省エネルギーを図るため、 <u>(削除)</u> 議員としての品位を損なわない範囲で、気候に即した任意の服装を認めることとする。 なお、本会議については、従来どおりスーツ類の着用を励行する。	会議の能率向上と省エネルギーを図るため、 <u>各種委員会出席の場合に限り</u> 、議員としての品位を損なわない範囲で、気候に即した任意の服装を認めることとする。 なお、本会議については、従来どおりスーツ類の着用を励行する。

※ 本改正に伴い、「第3 委員会に関する事項」から「第1 議会運営に関する全般的事項」へ項目を移動

② 文京区議会会議録作成用録音データの取扱いについて

改正後	改正前
<p>文京区議会の本会議及び<u>委員会等</u>における会議経過を録音した音声データ(以下「録音データ」という。)は、その適正な管理運用を図るため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>一 録音データは、<u>本会議、委員会及び全員協議会</u>の会議録を作成するための補助的手段としてのみ使用する。ただし、事務に支障のない限り、文京区議会議員又は理事者の聴取に供することができる。</p> <p>二～三 現行のとおり</p>	<p>文京区議会の本会議及び<u>委員会</u>における会議経過を録音した音声データ(以下「録音データ」という。)は、その適正な管理運用を図るため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>一 録音データは、<u>本会議及び委員会</u>の会議録を作成するための補助的手段としてのみ使用する。ただし、事務に支障のない限り、文京区議会議員又は理事者の聴取に供することができる。</p> <p>二～三 略</p>

③ 本会議及び委員会等会議録における執行機関の管理職の表記について

改正後	改正前
<p>○本会議及び<u>委員会等</u>会議録における執行機関の管理職の表記について</p> <p>平成15年第1回定例会から、本会議及び委員会に出席した執行機関の管理職の会議録上の表記は、「出席説明員」とする。</p> <p><u>また、全員協議会についても同様の扱いとする。</u></p>	<p>○本会議及び<u>委員会会議録</u>における執行機関の管理職の表記について</p> <p>平成15年第1回定例会から、本会議及び委員会に出席した執行機関の管理職の会議録上の表記は、「出席説明員」とする。</p>

④ 議会の情報公開について

改正後	改正前
<p>一 現行のとおり</p> <p>二 情報公開対象文書</p> <p>1 本会議会議録 情報公開制度にかかわらず、地方自治法により公開となっている。</p> <p>2 <u>委員会記録等</u> <u>委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)記録及び全員協議会記録</u>は、公開対象文書とする。</p> <p>3 会議記録以外の一般文書 他の実施機関と同じく開示する。</p> <p>4 対象文書の保存年限 <u>本会議、委員会及び全員協議会</u>記録文書の保存年限は永年保存とする。</p> <p>三 現行のとおり</p>	<p>一 略</p> <p>二 情報公開対象文書</p> <p>1 本会議会議録 情報公開制度にかかわらず、地方自治法により公開となっている。</p> <p>2 <u>委員会記録</u> <u>委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)記録</u>は、公開対象文書とする。</p> <p>3 会議記録以外の一般文書 他の実施機関と同じく開示する。</p> <p>4 対象文書の保存年限 <u>本会議及び委員会</u>記録文書の保存年限は永年保存とする。</p> <p>三 略</p>

⑤ 会議録のインターネット公開について

改正後	改正前
<p><u>本会議、委員会及び全員協議会</u>の会議録は、区議会ホームページに掲載し、公開することとする。</p>	<p><u>本会議及び委員会</u>の会議録は、区議会ホームページに掲載し、公開することとする。</p>

⑥ 議案及び委員会資料のインターネットによる公開について

改正後	改正前
<p>一 現行のとおり</p> <p>二 議案の公開日時は、付託を議題とする本会議の開会 <u>60</u> 分前、委員会資料の公開日時は、原則として、各委員会の開会 <u>60</u> 分前とする。</p> <p>三 掲載する資料は、議案、常任委員会資料(定例資料も含む。)、<u>特別委員会資料、議会運営委員会資料及び全員協議会資料</u>とする。</p>	<p>一 略</p> <p>二 議案の公開日時は、付託を議題とする本会議の開会 <u>30</u> 分前、委員会資料の公開日時は、原則として、各委員会の開会 <u>30</u> 分前とする。</p> <p>三 掲載する資料は、議案、常任委員会資料(定例資料も含む。)、<u>特別委員会資料及び議会運営委員会資料</u>とする。</p>

⑦ 委員会記録について

改正後	改正前
<p>一～四 現行のとおり</p> <p>五 配付する委員会記録に掲載しない事項について配付する委員会記録には、秘密会の議事、取り消した発言及び<u>文京区情報公開条例(平成 12 年3月文京区条例第4号)第7条</u>の各号に該当する事項(個人情報等)は、掲載しない。</p> <p>六 現行のとおり</p>	<p>一～四 略</p> <p>五 配付する委員会記録に掲載しない事項について配付する委員会記録には、秘密会の議事、取り消した発言及び<u>文京区行政情報の公開に関する条例第8条第1項</u>の各号に該当する事項(個人情報等)は、掲載しない。</p> <p>六 略</p>

⑧ 公開用の議案等における個人情報の取扱いについて(新規)

改正後	改正前
<p><u>文京区議会の本会議、委員会、全員協議会及びその他会議体において配布し、及びホームページ等に掲載する公開用の議案、資料及び会議録(以下「議案等」という。)に記載される個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)について、個人の権利利益の保護を図るため、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>一 <u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第1項の各号及びその他審議、報告事項等に係る議案等に個人情報が含まれる場合は、個人情報を掲載しないものとする。</u></p> <p>二 <u>議会の同意又は意見を要する人事案件に関する議案等 については、氏名、略歴及び公開情報を除く個人情報を掲載しないものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>

※ 新規制定に伴い、「和解及び損害賠償額に関する会議録の個人情報公開について(平成 15 年9月 17 日議会運営委員会)」は廃止

⑨ 全員協議会の出席理事者について

改正後	改正前
<p>全員協議会の出席理事者は、原則として、本会議の出席理事者、各部庶務担当課長、財政課長、<b>広報戦略課長</b>及び理事者報告のある課長とし、他の管理職には自席待機を求めることとする。</p> <p>なお、退職・転出幹部職員のあいさつ及び4月の人事異動に伴う幹部職員紹介のために開催する場合は、従前どおりとする。</p>	<p>全員協議会の出席理事者は、原則として、本会議の出席理事者、各部庶務担当課長、財政課長、<b>広報課長</b>及び理事者報告のある課長とし、他の管理職には自席待機を求めることとする。</p> <p>なお、退職・転出幹部職員のあいさつ及び4月の人事異動に伴う幹部職員紹介のために開催する場合は、従前どおりとする。</p>

⑩ 定例議会期間以外の常任委員会の開催について

改正後	改正前
<p>一～二 現行のどおり</p> <p>3 出席理事者</p> <p>(1) 現行のどおり</p> <p>(2) 企画政策部長、総務部長、企画課長、政策研究担当課長、財政課長、<b>広報戦略課長</b>及び総務課長については、報告事項がある場合を除き、議会期間以外の常任委員会への出席を求めない。</p> <p>4 現行のどおり</p> <p>三 現行のどおり</p>	<p>一～二 略</p> <p>3 出席理事者</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 企画政策部長、総務部長、企画課長、政策研究担当課長、財政課長、<b>広報課長</b>及び総務課長については、報告事項がある場合を除き、議会期間以外の常任委員会への出席を求めない。</p> <p>4 略</p> <p>三 略</p>

(2) 「議会広報」に関する内規

改正後	改正前
<p>目的)</p> <p>第一条 現行のどおり (編集・発行等)</p> <p>第二条 区議会だより及び区議会日程ポスターの編集・発行並びに区議会ホームページ及びインターネット議会中継の運営は議会が行い、CATV議会放映の収録・編集は企画政策部<b>広報戦略課</b>が行う。</p> <p>2～3 現行のどおり (議会広報小委員会)</p> <p>第三条 現行のどおり</p>	<p>目的)</p> <p>第一条 略 (編集・発行等)</p> <p>第二条 区議会だより及び区議会日程ポスターの編集・発行並びに区議会ホームページ及びインターネット議会中継の運営は議会が行い、CATV議会放映の収録・編集は企画政策部<b>広報課</b>が行う。</p> <p>2～3 略 (議会広報小委員会)</p> <p>第三条 略</p>

### (3) 先例

#### ① 議案の提出

改正後	改正前
1 現行のとおり 2 議員が議会へ提出する議案は、 <u>(削除)</u> <u>付託委員会を決定する本</u> <u>会議の7日前までに全議員に参考送付することを</u> <u>例とする。</u> 3～4 現行のとおり	1 略 2 議員が議会へ提出する議案は、 <u>付託委員会を決定する本会議の席上に配付し、</u> <u>付託委員会を決定する本会議の7日前までに全議員に参考送付することを例とする。</u> 3～4 略

#### ② 議案等の説明及び委員会付託

改正後	改正前
1 現行のとおり 2 区長提案の人事案件の議案については、議長あての同意依頼文書の写しを <u>(削除)</u> <u>書記が朗読するとともに、委員会付託を行わない</u> <u>ことを例とする。</u> 3～4 現行のとおり	1 略 2 区長提案の人事案件の議案については、議長あての同意依頼文書の写しを <u>本会議席上に配付し、</u> <u>書記が朗読するとともに、委員会付託を行わない</u> <u>ことを例とする。</u> 3～4 略

#### ③ 委員会の継続審査(調査)

改正後	改正前
1 現行のとおり 2 <u>(削除)</u>	1 略 2 <u>各委員会の継続審査(調査)申出書は、本会議席上に配付することを例とする。</u>

#### ④ 請願

改正後	改正前
1 請願は、 <u>(削除)</u> 議長が所管の常任委員会に付託することを例とする。 2～4 現行のとおり 5 各委員会の請願審査報告書は、 <u>(削除)</u> <u>書記が朗読することを例とする。</u>	1 請願は、 <u>請願文書表を本会議の席上に配付し、</u> <u>議長が所管の常任委員会に付託することを例とする。</u> 2～4 略 5 各委員会の請願審査報告書は、 <u>本会議席上には配付せず、</u> <u>書記が朗読することを例とする。</u>

### 3 その他改正事項

#### (1) 申し合わせ事項

##### 請願の取扱いについて

改正後	改正前
一 請願書は、定例議会初日の2日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の正午までに受理したものについて当該定例議会中に審議する。 二 現行のとおり	一 請願書は、定例議会初日の2日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)までに受理したものについて当該定例議会中に審議する。 二 略